

# 「換価の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が **100 万円以下** の場合には、「換価の猶予申請書」に「財産収支状況書」を添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が **100 万円を超える** 場合には、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」と「収支の明細書」を添付して提出する必要があります。

## 1 「換価の猶予を受けようとする期間及び金額」欄

○ 未納となっている市税等を全て記載します。欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

○ 「延滞金額」欄には、税額に未納がある場合、「要」と記載します。

○ 「猶予申請額」欄には、「税額」の合計額から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を合計額として記載します。「現在納付可能資金額」は、おおむね 1 週間以内に市税等の納付に充てることができる金額です。このため、納期限が早い税目の「猶予申請額」欄には、税額からこの納付予定金額を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額 (①-②)」を差し引いた金額を合計額として記載します。

○ 「期間」欄には、開始日に申請書を提出する日、終了日に納付計画の最終回の納付日を記載します。

※ 納付すべき市税等の納期限以前（例えば数日前）にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税等の納期限の翌日を開始日とします。

## 2 「納付（納入）が困難である理由」欄

○ 市税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

### 《記載例》

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の1つであったC(株)の経営悪化に伴い、C(株)との契約が令和〇年11月をもって終了することとなった。

C(株)との取引は、売上の約40%を占めており、資金繰りが急速に悪化したため、事業を縮小した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払いだけでなく、生活費の捻出も難しくなり、生活の維持が困難となる。

個人で飲食店を経営していたが、不景気の影響で売上げが急速に落ち込んだことから、令和〇年12月に廃業した。現在は、近所の食堂にアルバイトとして勤務している。

毎月のアルバイト収入の大半を市税の納付に充てた場合には、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

### 3 「担保提供」欄

○ 猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「有」に、担保を提供する必要がない場合には「無」に○印を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供する必要があります。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が 3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（担保として提供できる種類の財産がないなど）がある場合

### 4 「担保財産の詳細（種類、数量、価額及び所在）又は担保を提供できない特別の事情」欄

○ 担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。なお、上記①又は②に該当する場合には、記載する必要はありません。

#### 《記載例》

##### （不動産を担保として提供する場合）

種別：土地、地目：宅地、地積：120 m<sup>2</sup>

所有者：〇〇 〇〇

所在地：〇〇市△△町×-×-×

##### （保証人の保証を担保として提供する場合）

保証人の氏名：〇〇 〇〇

保証人の住所：〇〇市△△町×-×-×

##### （担保を提供することができない特別の事情がある場合）

担保として提供できる種類の財産を所有していないため

#### ※ 担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 市長が確実と認める社債その他の有価証券

- 3 土地
- 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、  
道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 市長が確実と認める保証人の保証

**5 「差押解除申請」欄**

- すでに差押えを受けた財産があり、差押えを継続することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど、差押えの解除を希望する場合は「有」に、それ以外の場合は「無」に○印を付けます。

**6 「納付（納入）計画」欄**

- 「計画策定根拠」欄は、納付計画を策定する当たり、補足する事項がある場合に記載してください。